

第3期鎌ヶ谷市地域福祉計画

令和2年度事業の総括



第3期鎌ヶ谷市地域福祉計画の進捗管理・評価（令和2年度事業の総括）

鎌ヶ谷市では、平成28年度から令和2年度までの5年間、地域福祉を推進するための指針として、平成28年6月に「第3期鎌ヶ谷市地域福祉計画」を策定しました。

本計画は、「思いやりと支えあいのあるまち かまがや」を目指して、4つの基本目標、10の施策、93事業で構成されています。

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくために事業展開についての評価を行い、その都度見直しができるよう以下のように「計画の進捗管理・評価」を行いました。

1 進捗管理・評価

鎌ヶ谷市及び鎌ヶ谷市社会福祉協議会の取組において、市や社会福祉協議会の進捗管理を行い、計画に基づく事業展開ができたのかを検証しました。その結果を市民や関係団体の代表者からなる「鎌ヶ谷市地域福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）」に報告し、意見をいただきました。

2 進捗管理・評価の項目

計画の進捗管理・評価にあたっては、以下の項目について実施しました。

- (1) 計画に基づく年度内の取組状況（具体的な取組、事業展開に対する成果）
- (2) 取組内容の評価（進捗状況、課題や今後の方針）
- (3) 協働事項（解決のために、市民や地域に対して協力してもらいたいこと）

3 評価体制（スケジュール）

- (1) 計画の進捗管理・評価シートの作成（7月）

進捗管理・評価シートを作成し、当該年度の事業が達成できたかどうかを各事業担当課で自己評価を行いました。

- (2) 委員会での評価（9月）

行政が記載した課題や今後の取組方針などに対し、市民、地域が解決できることや、行政への要望など、自助・共助・公助及び協働の視点に立ったご意見を委員会委員からいただきました。

- (3) 寄せられた意見に対する市の考え方を集約（11月～12月）

委員会委員から取組に対する意見や行政への要望、市民・地域・団体で協力できることや提案などに対して、事業担当課の考え方を確認しました。

(4) 評価結果の報告、公表（1月～3月）

委員会からの評価結果を受け、市（事業を行っている担当部署）及び社会福祉協議会、もしくは活動団体へ報告を行い、その後、市ホームページ等を通じて評価結果を公表します。

(5) 各事業について次年度の取組への反映（1月～翌年度）

評価結果（委員会から課題解決につながる意見、提案等）を受け、事業の主体が市の場合は、地域福祉計画に示された施策の方向に沿って具体的な事業や各分野別の個別計画への反映を、事業の主体が社会福祉協議会や活動団体の場合は、それぞれの活動方針等に反映していただき、次年度の取組に向けてそれぞれ連携を図りながら着手していきます。

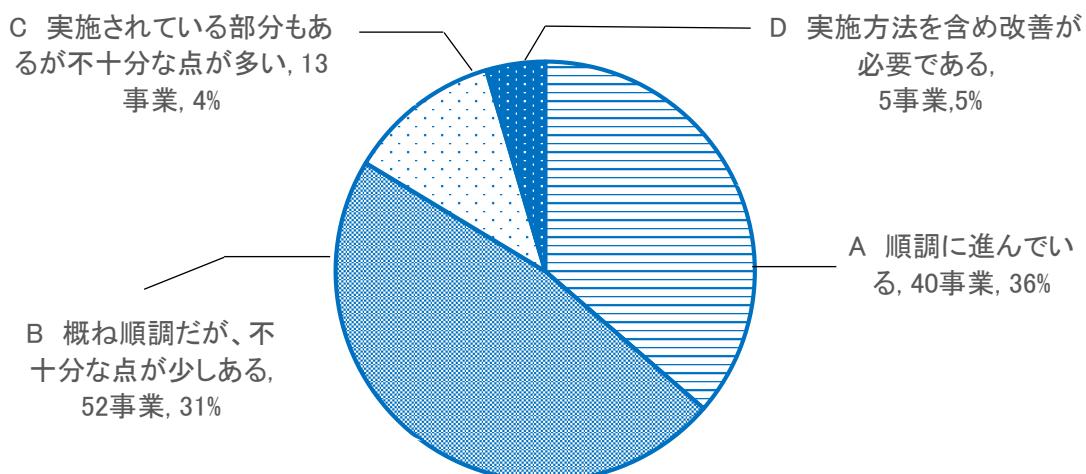
4 進捗状況・評価の結果

【地域福祉計画の進捗状況】

令和2年度の取組事業が達成できたかどうかをA～Dの4段階で確認しました。

区分	R2実績 (事業担当課)	構成割合 (%)
A 順調に進んでいる	40	36%
B 概ね順調だが、不十分な点が少しある	52	47%
C 実施されている部分もあるが不十分な点が多い	13	12%
D 実施方法を含め改善が必要である	5	5%
合計	110	100%

※ 93事業を14の担当課及び鎌ヶ谷市社会福祉協議会が推進しており、1つの事業を複数の課が担当しているため、評価の合計数は110となっています。



5 総合評価

令和2年度事業に対する評価は、A評価（順調に進んでいる）が40事業、36%（前年度70事業、63%）、B評価（概ね順調だが、不十分な点が少しある）が52事業、47%（前年度34事業、31%）となっており、AとBを合わせた評価の合計は92事業、83%（前年度同104事業、94%）となりました。

また、C評価（実施されている部分もあるが不十分な点が多い）は13事業、12%（前年度4事業、4%）、D評価（実施方法を含め改善が必要である）は5事業、5%（前年度2事業、2%）という結果になりました。

全体を通して、昨年度よりもC評価（実施されている部分もあるが不十分な点が多い）及びD評価（実施方法を含め改善が必要である）が増加している要因として、新型コロナウィルス感染症の影響が挙げられます。

今後は、新型コロナウィルス感染症の影響に伴う新しい生活様式に配慮した、各事業への取組のあり方について検討を進めてまいります。

C評価（実施されている部分もあるが、不十分な点が多い）の主な要因として、昨年度同様に災害時要援護者個別計画作成事業（No.63）や道路・歩道等の整備（No.65）が進んでいないこと、成年後見制度の周知と活用（No.83）については、講演会を主催者として開催していないこと、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（No.93）については、専門職向けの研修や多様なサービスの構築が不十分であることがあげられます。

災害時要援護者個別計画作成事業（No.63）では、令和3年12月に避難行動要支援者名簿を更新いたしましたが、引き続き避難行動要支援者名簿を避難支援等に携わる関係部署間で共有するとともに、地域での支援を希望する要支援者を地域の方々に知っていただくための取組を進めてまいります。

道路・歩道等の整備（No.65）につきましては、用地買収等を伴うため多額の費用と多くの年月を要することから、国からの交付金などの限られた財源の中で成果を挙げられるよう取り組んでまいります。

成年後見制度の周知と活用（No.83）につきましては、成年後見制度の利用に関する法律（平成28年5月13日施行）の制定に伴い、関係各課が一体となった事業の展開や認定NPO法人などと連携した成年後見制度の周知と活用を進めていく必要があります。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業（No.93）につきましては、訪問型サービスAに続き、生活支援サービスを開始したところですが、更なる利用促進と通所型サービスの実施について介護サービス事業者や関係団体と協議を進め、高齢者自身が支え手としての地域づくりを目指していきます。

D評価（実施方法を含め改善が必要である）の主な要因として、昨年度同様に市民後見人の育成（No.84）がありますが、この事業は社会福祉課、障がい福祉課、高齢者支援課、社会福祉協議会がそれぞれ担当しており、協働で事業を行うことも一つの方策と考えます。

本計画の計画期間は平成28年度から令和2年度まであるため、今回の令和2年度事業の総括をもって計画期間満了となります。

令和2年度の進捗管理状況につきましては資料1を、委員から寄せられた意見とそれに対する市の方針につきましては資料2を、各施策と関連する参考事業等につきましては資料3をご覧ください。

なお、委員から寄せられた意見につきましては、事業の担当課にフィードバックするとともに、次期計画である第4期鎌ヶ谷市地域福祉計画につなげ、一層の地域福祉の推進を図つてまいります。